

2021年6月21日

**新設分割にかかる事前開示書面**  
(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
アーク森ビル  
株式会社プラップジャパン  
代表取締役 鈴木 勇夫

当社は、2021年6月21日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、当社のメディアトレーニング・危機管理広報コンサルティング事業を、新たに設立するプラップ コンサルティング株式会社（以下、「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行うこといたしました。本件新設分割に関し、会社法第803条及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙 新設分割計画書のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第3条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

#### 4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

##### (1) 当社の債務の履行の見込みに関して

- ①当社の 2021 年 9 月 1 日現在の貸借対照表における資産の額は、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ②本件新設分割後は、新会社に承継される債務の全てについて、当社が重畠的債務引受けをするものいたします。
- ③本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ④以上を踏まえ、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

##### (2) 新会社の債務の履行の見込みに関して

- ①本件新設分割によって当社から新会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ②本件新設分割後における新会社の収益状況について、新会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ③以上を踏まえ、本件新設分割によっても、新会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

## 別紙（新設分割計画書）

### 新設分割計画書

株式会社ラップジャパン（以下「甲」という。）は、新たに設立するラップ コンサルティング株式会社（以下「乙」という。）に対し、甲の営む国内における「メディアトレーニング・危機管理広報コンサルティング事業」（以下「本対象事業」と総称する。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

#### （乙の定款記載事項）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1定款のとおりとする。

#### （株式の割当て）

第2条 乙は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

#### （乙の資本金等の額）

第3条 乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額	金 15,000,000	円
2. 資本準備金の額	金 15,000,000	円

#### （設立時役員）

第4条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役  
井口明彦、鈴木勇夫、吉宮拓、白井智章
2. 設立時監査役  
道家隆之

#### （分割期日）

第5条 分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）は、乙の設立登記をすべき日である令和3年9月1日とする。ただし、新設分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

#### （承継する権利義務）

第6条 甲は、第5条に規定する分割期日において、本対象事業に係る別紙2記載の資産、債務、契約（雇用契約を除く。）上の地位その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、乙が承継する資産及び債務は、令和3年4月30日現在の甲の貸借対照表を基礎として、分割期日までの増減を加除した上で確定することとし、債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

（分割会社の資本金の額及び準備金の額）

第7条 甲の資本金の額及び準備金につき、減少する額はない。

（競業避止義務）

第8条 甲は、本新設分割の効力発生後においても、乙に対して、本対象事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

（本計画の変更等）

第9条 甲は、本計画作成後、分割期日までの間に天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

（その他の事項）

第10条 本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項については、本計画の趣旨に従い甲がこれを決定する。

令和3年6月21日

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル  
株式会社プラップジャパン  
代表取締役社長 鈴木勇夫

## 【別紙1】

### プラップ コンサルティング株式会社 定款

#### 第一章 総 則

##### (商 号)

第 1 条 当会社は、プラップ コンサルティング株式会社と称し、英文では、PRAP Consulting Inc. と表示する。

##### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 危機管理コンサルティング業
2. 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営および開催
3. 広告、広報に関する企画、制作、各種マーケティングおよび販売代理業
4. 教育関連に関する事業
5. 情報の収集、分析、管理および情報提供サービス
6. 労働者派遣業務
7. 有料職業紹介事業
8. 前各号に附帯する一切の業務

##### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

##### (機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

##### (公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告によって行う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、官報に掲載して行う。

#### 第二章 株 式

##### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株主総会の基準日)

第 8 条 当会社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。

2 前項の規定は、前項の日以降に株式を取得した者の全部または一部の議決権を行使することができるものとすることを妨げるものではない。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することはできない。

### 第三章 株主総会

(招集時期)

第 9 条 当会社の定時株主総会は、毎年 11 月に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第 10 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、代表取締役が議長になる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長になる。取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第 11 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 13 条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

#### 第四章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 14 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 15 条 当社の取締役は3名以上7名以内とする。

(取締役の選任)

第 16 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 17 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任者または在任取締役の任期満了すべき時までとする。

(役付取締役)

第 18 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中より、代表取締役1名を選定し、必要に応じて役付取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 19 条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。

2 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 23 条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産

上の利益(以下、「報酬等」という。)は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によつて、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第五章 監査役

(監査役の設置等)

第 27 条 当会社は、監査役を置く。

2 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 28 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によつて、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、

同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第六章 計 算

### (事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

### (期末配当金)

第33条 当会社は、株主総会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という）を支払う。

### (配当の除斥期間)

第34条 利益配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金には利息をつけない。

## 第七章 附 則

### (設立に際して出資される財産の価額および資本金の額)

第35条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金3,000万円とし、そのうち金1,500万円を資本金とし、金1,500万円を資本準備金とする。

### (最初の事業年度)

第36条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年8月末日までとする。

### (会社法およびその他の法令の適用)

第37条 この定款の規定にない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする。

## 【別紙2】

### 承継権利義務明細表

当社より新会社に承継される権利及び義務は、本件分割期日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において当社が本件対象事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は2021年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 資産及び負債

当社が本件対象事業に関して有する、

- (1) 流動する資産、本対象事業に係るその他一切の資産
- (2) 承継する債務、本対象事業に係るその他一切の負債

#### 2. 契約（雇用契約を除く。）上の地位

(1) 本件対象事業に関連して締結した契約（雇用契約を除く。以下この(1)において同じ。）及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件対象事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新会社に承継されない。

以上